

平成28年度

# 省工ネ大賞

## 応募要領

(<http://www.eccj.or.jp/bigaward/index.html>)

平成28年4月11日

主催：一般財団法人 省エネルギーセンター

後援：経済産業省（予定）

## < 目 次 >

### 応募要領

1. 目的	1
2. 応募対象	1
3. 応募方法	2
4. 審査方法	3
5. 表彰・広報等	5
6. その他留意事項	6

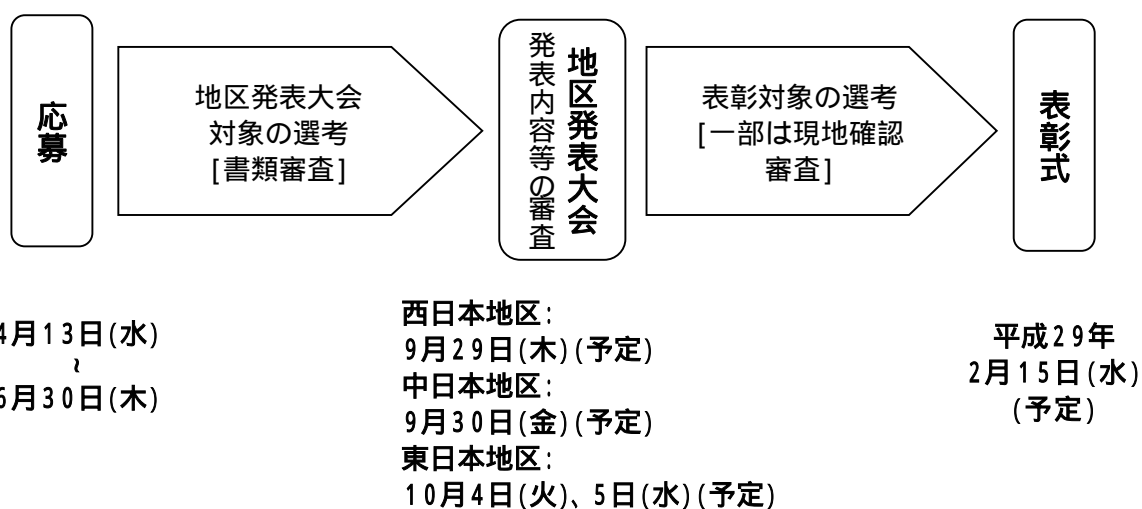
中小企業者の定義	7
----------	---

応募申請書類作成要領	8
------------	---

### 応募申請書

【様式 1】応募申請書	10
【様式 1 別紙】製品・ビジネスモデル部門 応募製品等の型番・型式	11
【様式 2】応募者概要・連絡先	12
【様式 3-1】省エネ大賞（省エネ事例部門）応募内容説明書	13
【様式 3-1 別紙】省エネ事例部門 省エネルギー活動の分類	18
【様式 3-2】省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門）応募内容説明書	19
【様式 4】応募要件確認書	26
【様式 5】応募予定票	27
【参考資料 1】省エネ事例部門応募内容説明書の記載について	28
【参考資料 2】製品・ビジネスモデル部門応募内容説明書の記載について	31

### 【応募から表彰までの流れ】



# 平成 28 年度 省エネ大賞 応募要領

## 1. 目的

本事業は、国内において、省エネルギーを推進している事業者及び省エネルギー性に優れた製品を開発した事業者の活動を発表大会で広く共有するとともに、優れた取組みを行っている事業者を表彰することにより、省エネルギー意識の浸透、省エネルギー製品の普及促進、省エネルギー産業の発展及び省エネルギー型社会の構築に寄与することを目的とするものです。

## 2. 応募対象

### (1) 応募対象

国内において、省エネルギーを推進している事業者及び省エネルギー性に優れた製品又はビジネスモデルを開発した事業者を対象とします。

また、上記の取組みを行う事業者の中から、特にピーク電力の抑制・ピークシフト等の節電に貢献のあった事業者も表彰することとします。

ここで事業者とは、企業、工場、事業場、グループ及びこれらを支援する企業等とします（各種機関を含む）。

なお、一般社団法人日本機械工業連合会主催の「優秀省エネルギー機器表彰」及び一般財団法人新エネルギー財団主催の「新エネ大賞」との重複応募はできません。

### (2) 部門

応募対象部門は、次のとおりとします。該当する部門を選択して応募下さい。

#### 1) 省エネ事例部門

工場・事業場等における省エネ活動を推進している事業者を対象とします(下記例示 ~ 参照)。なお、省エネ活動には、ピーク電力抑制・ピークシフト等の節電への取組みも含まれます。

企業全体としての省エネ活動

工場等の生産技術や製造プロセスの開発、改善等による省エネ活動

高効率機器や管理システム等の導入による省エネ活動

業務用施設（事務所、商業施設、宿泊施設、情報通信施設、医療施設、教育施設等）における省エネ活動

設備の運用改善、高効率コージェネレーションシステム等の導入による省エネ活動

オーナー、テナント等のビル全体で一丸となった省エネ活動

輸送、物流関連における省エネ活動

地域や近隣施設における有機的な連携による省エネ活動

他事業者（ESCO 事業者等）との連携による省エネ活動

#### 2) 製品・ビジネスモデル部門

原則、平成 28 年 11 月 1 日までに国内で購入可能な優れた省エネルギー性を有する製品（要素製品、資材・部品を含む）又は省エネルギー波及効果の高いビジネスモデルを開発した事業者を対象とします（下記例示 ~ 参照）。なお、省エネルギー性及び省エネルギー波及効果には節電効果も含まれます。

製品が省エネ法の特定機器又は国際エネルギースタープログラム対象機器に該当する場合、製品の省エネルギー性能がそれぞれの基準に著しく達していない場合は対象外となります。

家庭用製品  
 業務用（事務所、商業施設、宿泊施設、情報通信施設、医療施設、教育施設等）製品  
 物流、自動車関連製品  
 住宅・ビル等の建築物及び建築材料  
 高効率コージェネレーションシステム等  
 エネルギー管理機器等  
 エネルギー運用管理・サービス、省エネソリューションの提案等のビジネスモデル

### 3. 応募方法

#### (1) 応募資格

- 1) 国内の事業者。
- 2) 以下の応募要件を満足することが条件となります。

他の特許等の侵害及び係争中でないこと。

本事業の目的を損なうような行為、又は虚偽の記載等不正行為がないこと。

なお、共同で活動を行っている場合は、共同応募も可能です（例えば、ESCO 事業者や国内クレジット制度の共同実施者、その他関連事業者等との共同応募）。

#### (2) 申請書類の作成及び提出方法

応募申請書類作成要領（8 ページ参照）に基づき、表 1～3 に掲げる様式 1～4 の応募申請書類を作成し、下記の方法で提出して下さい。

「正本 1 部と副本 5 部（正本の両面白黒コピー）と電子媒体（CD-R 等、USB 不可）」一式を 3.(3) に定める応募期間内に簡易書留、宅配便等にて、省エネ大賞事務局宛(3.(4)参照)に提出して下さい。

なお、電子媒体については、省エネ大賞事務局宛電子メールに電子文書を添付して送付することも可能です。ただし、通信文を含めて 20MB を超えたものは受信できません。また、すべての様式は PDF 化せずに提出して下さい。

応募予定票は応募概要を事前に把握するためのもので、応募予定票の提出期限までに応募申請書類を提出できる場合について提出は任意ですが、応募予定票の提出期限までに応募申請書類を提出できない場合は、電子メールに応募予定票の電子文書を添付して、送付して下さい。

各書類の様式は、当センターのホームページ (<http://www.eccj.or.jp/bigaward/index.html>) からダウンロードできます。

#### 【提出書類一覧】

省エネ事例部門の場合は表 1 および表 2 の様式を、製品・ビジネスモデル部門の場合は表 1 および表 3 の様式をご提出下さい。

表 1 省エネ大賞（部門共通）応募申請書類

様式	名称	ページ
様式 1	応募申請書	10
様式 2	応募者概要・連絡先	12
様式 4	応募要件確認書	26
様式 5	応募予定票（任意）	27

表2 省エネ大賞（省エネ事例部門）応募申請書類

様式	名称	ページ
様式 3-1	応募内容説明書	13
様式 3-1 別紙	省エネルギー活動の分類	18

表3 省エネ大賞（製品・ビジネスモデル部門）応募申請書類

様式	名称	ページ
様式 1 別紙	応募製品等の型番・型式	11
様式 3-2	応募内容説明書	19

### (3) 応募期日

- 1) 応募予定票（様式 5）  
平成 28 年 5 月 31 日（火）目処
- 2) 応募申請書類（様式 1～4）  
平成 28 年 6 月 30 日（木）必着

### (4) 提出先及び問い合わせ先

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング 4F  
 一般財団法人 省エネルギーセンター 省エネ大賞事務局  
 TEL：03-5439-9773、FAX：03-5439-9777、E-mail：taisho@eccj.or.jp

### (5) その他

応募申請費用は無料です。ただし、応募申請書類の作成に必要な費用、送料等は応募者にてご負担下さい。また、提出いただいた応募申請書類及び CD-R 等（USB 不可）の電子媒体は返却致しません。

## 4. 審査方法

### (1) 審査委員会及び審査方法

当センター内に学識経験者等から構成される「審査委員会」及び当センターの有識者等から構成される「事前選考委員会」を設置して、次に掲げる順序で厳正に審査し、選考します。

- 1) 書類審査（1次審査）  
事前選考委員会委員が応募申請書類を査読した結果をもとに、審査委員会が地区発表大会の発表対象案件を選考します。
- 2) 地区発表大会における審査（2次審査）

地区発表大会は、東日本地区（東京会場）、中日本地区（名古屋会場）、西日本地区（大阪会場）の3箇所にて公開で開催します。

地区発表大会の発表対象の応募者には、前述のいずれかの地区で発表していただき、審査委員会委員（以下「審査員」という）が、応募内容説明書の内容と発表内容を審査します。

地区発表大会の発表対象案件として選考された応募者には事前に通知します。選考された応募者は発表資料（PowerPoint）の作成をお願いします。なお、作成枚数は20枚以内として下さい。

また、発表資料は図、グラフ、写真等を活用し、不整合なく分かりやすく出来るだけ定量的に表現するようにして下さい。発表は、発表資料をプロジェクターでスクリーンに映し、説明していただきます。

発表時間は15分以内、質疑応答時間は5分程度とします。

地区発表大会において、プレゼンテーション技術に優れた発表者(応募者)を発表日ごとに「優秀プレゼンテーション賞」として5件程度表彰します。なお、本表彰を受賞者のCSR報告書等でPRに用いることが可能です。また、本表彰は表4(5ページ参照)に掲げる表彰候補選考の参考として取り扱います。

### 3) 表彰候補案件の追加書類提出

各部門とも表彰候補案件となった場合は、改めて応募要件確認書(様式4)を提出していただきます。

製品・ビジネスモデル部門において表彰候補案件となった場合は、自主確認結果報告書(様式は別途提示)を提出していただきます。

### 4) 現地確認審査(3次審査)

以下～は、各部門共通

2次審査により選考された案件のうち、一部について、審査員が事務局とともに現地に出張して確認します。

現地確認審査対象者には事前に通知します。また、日程等の詳細は個別に調整いたします。

現地確認審査費用の一部(下記参照)を負担していただきます。

・1件につき32,400円(税込)

・審査員等の旅費実費(中小企業を除く。旅費実費については、当センターの旅費規程に基づき算出し、遠隔地の場合は考慮する。)

以下、は、製品・ビジネスモデル部門が対象

製品・ビジネスモデル部門の現地確認審査の対象になった場合、現物を次の観点から実態を確認します。なお、実態を確認できない場合は失格となることがあります。

イ．仕様(書類と現物の照査)、ロ．性能測定、ハ．動作状況、ニ．製造プロセス、

ホ．品質マネジメント、ヘ．出荷・販売実績

製品等を構成するにあたり、新部材等を見えない箇所に使用している場合、製造工程において確認する場合があります。

## (2) 審査評価項目

### 1) 省エネ事例部門

先進性・独創性、省エネルギー性、汎用性・波及性、改善持続性の観点から総合的に審査します(参考資料1(28ページ)参照)。なお、省エネルギー性を最重要視しています。

### 2) 製品・ビジネスモデル部門

開発プロセス、先進性・独創性、省エネルギー性、省資源性・リサイクル性、市場性・経済性、環境保全性・安全性の観点から総合的に審査します(参考資料2(31ページ)参照)。

なお、開発プロセスと省エネルギー性を重要視しています。

3) 両部門とも、地区発表大会では、上記評価項目に加え、プレゼンテーション技術も評価項目とします。

### (3) 審査スケジュール（予定）

- 1) 事前選考（書類審査）：平成 28 年 7 月上旬～8 月中旬
- 2) 地区発表大会における審査：西日本地区：平成 28 年 9 月 29 日（木）  
中日本地区：平成 28 年 9 月 30 日（金）  
東日本地区：平成 28 年 10 月 4 日（火）、5 日（水）
- 3) 現地確認審査：平成 28 年 10 月下旬～11 月

### (4) 審査結果の発表等

- 1) 審査結果の発表：平成 29 年 1 月中旬（予定）
- 2) 当センターのホームページで公表し、受賞者に通知します。また、選外となった応募者にも、その旨を通知します。

### (5) 審査経過に関する問い合わせ

審査経過に関する問い合わせは、一切受け付けできません。

## 5. 表彰・広報等

### (1) 表彰

- 1) 審査により特に優秀と認められる応募に対して、下表に掲げる表彰種別で表彰し、賞状を授与します。

表 4 表彰種別と表彰数（予定）

部門	経済産業大臣賞	資源エネルギー庁長官賞	中小企業庁長官賞	省エネルギーセンター会長賞	審査委員会特別賞
省エネ事例	4 件以内	6 件以内	1 件程度	10 件程度	1 件程度
製品・ビジネスモデル	4 件以内	5 件以内	1 件程度	7 件程度	1 件程度

審査委員会では、以下の分野（予定）で表彰候補を選考します。

省エネ事例部門（分野 ～ ）

CGO・企業等分野、産業分野、業務分野、輸送分野、支援サービス分野、共同実施分野、節電分野

製品・ビジネスモデル部門（分野 ～ ）

製品（業務）分野、製品（家庭）分野、製品（輸送）分野、製品（建築）分野  
ビジネスモデル分野、節電分野

経済産業大臣賞及び資源エネルギー庁長官賞は、それぞれ同一分野において複数の表彰は行わないものとします。

中小企業庁長官賞は、中小企業者の定義（7 ページ参照）に該当する中小企業者（共同で応募する場合、全ての共同応募者が中小企業者であることが条件となる）の中から選考されます。

- 2) 表彰式は、平成 29 年 2 月 15 日開催予定の ENEX2017「第 41 回 地球環境とエネルギーの調和展」（会場：東京ビッグサイト）で実施する予定です。

### (2) 広報

- 1) 表彰案件については、審査結果を経済産業省等の記者クラブにプレスリリースをすると共に、当センターホームページで公表します。

- 2) 表彰案件については、当センター発行の月刊誌「省エネルギー」に掲載する等の広報を行いますので原稿の執筆等に御協力いただきます。
- 3) 省エネ事例部門の全応募案件については、応募内容説明書をもとに「全応募事例集」を作成し、ENEX2017 会場内やインターネットで有償配布します。「全応募事例集」への広告掲載をお願いすることがあります。
- 4) 製品・ビジネスモデル部門の表彰案件については、受賞製品等の周知、普及を目的として「受賞概要集」を作成し、ENEX2017 会場、全国の当センター支部等を通じ配布し、広く広報します。「受賞概要集」については、費用の御負担をお願い致します。

### (3) ENEX2017 での PR

- 1) 表彰案件の概要等のパネルを平成 29 年 2 月 15 日～17 日開催の ENEX2017 で展示する予定です。展示パネルの作成及び出展料について御協力をお願いします。また、製品・ビジネスモデル部門については実機の展示も可能です。
- 2) ENEX2017 会場内において、受賞事例発表会等、受賞者のプレゼンテーションの場を設け、広く周知を図ります。

### (4) 省エネ大賞受賞マーク

表彰案件について、「省エネ大賞受賞マーク」を有償にて提供しますので、受賞事例の広報及び受賞製品等の訴求にご活用ください。下記の受賞マーク使用規定に従ってご利用下さい。

省エネ事例部門：<http://www.eccj.or.jp/bigaward/jprizemark-rule.pdf>

製品・ビジネスモデル部門：<http://www.eccj.or.jp/bigaward/sprizemark-rule.pdf>

## 6. その他留意事項

- (1) 応募案件は 3.(1)の要件を満足していることが条件です。なお、応募申請書類受付後、逐次、審査結果決定時点まで、応募要件を満足しているかどうかについて確認を行います。3.(1)の要件を満足していないことが判明した場合には、原則として応募が無効となりますので御注意下さい。  
3.(1)の要件を満足していないことが判明した場合、又は応募者の所属している組織（企業等）で何らかの社会的問題が発生した場合は、速やかに事務局に御連絡下さい。
- (2) 表彰決定後等に、本表彰の目的を損なうような行為、応募内容に関する虚偽の記載等の不正行為が判明した場合には、受賞の取り消し等を行うことがあります。このような場合、その後一定期間応募をお受けしないことがあります。
- (3) 応募申請書類及び審査時に応募者から得た情報は、本事業の目的外に使用しません。ただし、応募内容説明書及び発表資料（PowerPoint で作成された資料）は、発表大会資料及び当センターホームページ等で公表することがありますので、非公開としたい部分はその旨明記して下さい。
- (4) 本表彰事業の効果の確認を目的として、製品・ビジネスモデル部門の受賞企業に対して受賞製品・ビジネスモデル等の販売実績等について、確認する場合があります。



## 中小企業者の定義

中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する以下の法人又は個人事業者をいいます。

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下のものを除く）	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小 売 業	5,000万円以下又は50人以下

注) 業種は、主たる事業として営む事業。

資本金は、資本の額又は出資の総額。

従業員は、常時使用する従業員。

ただし、以下の者は中小企業者の対象から除きます。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（注）が所有している中小企業者。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

## 応募申請書類作成要領

### 1. 応募申請書（様式1）

- ・ 応募申請を正式に受理し、登録するための資料です。
- ・ 応募テーマ名については、応募案件に関して適切な名称を付け、記載して下さい。
- ・ 異なる事業者が共同して省エネルギー活動を行っている場合等、複数の事業者で申請する（共同応募）場合は、すべての事業者名を記入して下さい。（事業者毎に作成可）
- ・ 様式1は事業者の代表者印（工場長、事業所長、部門長印も可）を捺印して下さい（電子文書は代表者印不要）。
- ・ 製品・ビジネスモデル部門について、応募対象機種が複数ある場合は、型番・型式を様式1-別紙に記載して下さい。

### 2. 応募者概要・連絡先（様式2）

応募案件毎に連絡先担当者を1名記載下さい。役職等にこだわらず、事務局の問い合わせ等に対して的確、迅速に対応可能な方を選出して下さい。

共同応募の場合は、各事業者の連絡先担当者を記載下さい。ただし、事務局との連絡は、代表の事業者1名とします。

### 3. 応募内容説明書（様式3-1又は3-2）

本説明書により書類審査を行います。

また、省エネ事例部門については、「全応募事例集」に活用させていただきます。

ページ数は、下表のとおりです。

部門	サマリー	詳細説明	その他の資料	合計
省エネ事例	1ページ以内	7ページ以内	2ページ以内	10ページ以内
製品・ビジネスモデル	2ページ以内	8ページ以内	4ページ以内	14ページ以内

省エネ事例部門では、「3.審査評価項目毎のまとめ」、「4.その他」。

製品・ビジネスモデル部門では、補足資料。

審査は、有識者による審査委員会において慎重かつ厳正に行いますが、短期間に多数の応募を審査しますので、できるだけ分かりやすく記載するようお願いいたします。なお、応募内容説明書は白黒印刷でも判別可能な形式で作成して下さい。

詳細は28ページの参考資料1および31ページの参考資料2をご確認下さい。

応募内容説明書の各ページの下（フッター）中央に連番でページ番号を入れて下さい。

省エネ事例部門については、省エネルギー活動の分類を様式3-1別紙に記載して下さい。

### 4. 応募要件確認書（様式4）

事業者の社会的責任を明確にするために、応募時に事業者の代表者印（工場長、事業所長、部門長印も可）を捺印して下さい（電子文書の提出は不要）。

共同応募の場合は、各事業者について記載、捺印して下さい。

## **5. 応募予定票（様式5）**

必要事項を記載の上、E-mailにて事務局に送付して下さい。

応募予定票は応募概要を事前に把握するためのもので、応募予定票の提出期限までに応募申請書類を提出できる場合について提出は任意ですが、応募予定票の提出期限までに応募申請書類を提出できない場合は提出して下さい。

## **6. 提出について**

応募申請書類（上記の様式1～4）の正本1部と副本5部（正本の両面白黒コピー）と電子文書を提出して下さい。

## 平成28年度省エネ大賞 応募申請書

平成28年 月 日

一般財団法人 省エネルギーセンター  
会長 藤 洋作 殿

## 【応募者】

住所

〒 

事業者名

代表者(氏名)

(印)

平成28年度省エネ大賞に下記の件に応募いたします。

応募部門： 1) 省エネ事例部門  2) 製品・ビジネスモデル部門   
中小企業者に該当 

1) 省エネ事例部門に応募の場合は、下記の事項を記載して下さい。

応募テーマ名： \_\_\_\_\_

2) 製品・ビジネスモデル部門に応募の場合は、下記の事項を記載して下さい。

応募対象種別： 製品  ビジネスモデル 

応募テーマ名： \_\_\_\_\_

型番・型式： \_\_\_\_\_

市販開始年月日： \_\_\_\_\_

## 省エネルギーセンター受付(事務局記載欄)

受付年月日 平成28年 月 日

登録番号 \_\_\_\_\_

備考 \_\_\_\_\_



## 応募者概要・連絡先

応募テーマ名			
応募部門		部門	
応募者概要・連絡先(代表)	事業者名	担当者	氏名
	業種		部署
	事業内容、主要製品・サービス ( 1 )		役職
	資本金 ( 1 )		E-mail
	従業員数 ( 1 )		TEL
	中小企業者 ( 2 )		FAX
	備考		〒
			住所
応募者概要・連絡先(共同)	事業者名	担当者	氏名
	業種		部署
	事業内容、主要製品・サービス ( 1 )		役職
	資本金 ( 1 )		E-mail
	従業員数 ( 1 )		TEL
	中小企業者 ( 2 )		FAX
	備考		〒
			住所
応募者概要・連絡先(共同)	事業者名	担当者	氏名
	業種		部署
	事業内容、主要製品・サービス ( 1 )		役職
	資本金 ( 1 )		E-mail
	従業員数 ( 1 )		TEL
	中小企業者 ( 2 )		FAX
	備考		〒
			住所
審査候補地	会社・事業所・建物名等		
	〒		
	住所		
	最寄駅名		

1 地方自治体等の場合、記載不要。

2 中小企業者に該当する場合、“ ” を記載。

事務局記載

登録番号

## 省エネ大賞(省エネ事例部門) 応募内容説明書

### 1. サマリー (1 ページ以内)

応募テーマ名 : \_\_\_\_\_

応募者(企業名、団体名等) : \_\_\_\_\_

中小企業者 : \_\_\_\_\_ 該当する場合は “ ” を記載

#### 1.1 企業や組織、工場・事業場の概要

業 種	
主要製品・サービス等	
< 当該企業や組織、工場・事業場の概要 >	

#### 1.2 応募内容の全体概要 (300 字程度)

## 2. 詳細説明 (7 ページ以内)

### 2.1 省エネ活動の背景、経緯(これまでの取組み)、目的等

### 2.2 エネルギー管理体制



### 2.3 主な実施内容（省エネ取組み内容）と成果

### 2.4 今後の課題と取組み計画

### 3. 審査評価項目毎のまとめ（4.とあわせ2ページ以内）

#### 3.1 先進性・独創性

#### 3.2 省エネルギー性

3.3 汎用性・波及性

3.4 改善持続性

4. その他（受賞歴、外部発表等）（3.とあわせ2ページ以内）

## 省エネ事例部門 省エネルギー活動の分類

事業者名

---

応募テーマ名

---

テーマ分野

テーマ分野	選択	テーマ分野	選択
工場		輸送	
オフィスビル		その他	
店舗		( )	

テーマ分野は応募企業の業種ではなく、省エネ活動を取り組んだ設備等が属する分野を選び、「」を記載して下さい。「その他」を選んだ場合は( )内に分野を記載して下さい。

それぞれ対象となる分類を選び、「」を記載して下さい。分類上複数の取組みを実施した場合は、省エネ効果の高いもの等、最もあてはまるもの(2箇所まで記載可)に「」を記載して下さい。「その他の取組み」を選んだ場合は( )内に取組み内容を具体的に記載して下さい。

最もあてはまるもの2箇所まで記載可。

番号	主たる取組み分類	選択
1	生産プロセス等における取組み 例: 生産プロセスや生産技術等の改善、見直し等	
2	エネルギー供給設備や加熱、冷却、排熱回収の取組み 例: ボイラ設備、熱供給設備、発電設備等における改善、加熱・冷却技術に関する改善や排熱回収にかかる改善等	
3	電動応用設備における取組み 例: コンプレッサ、フロア、ファン、ポンプ設備、電動機のインバータ化、台数制御等、制御方法の改善、見直し等	
4	空調、照明、建物関連の取組み 例: 空調、照明関連設備の高効率機器への転換や運用による取組み、窓の遮熱や天井の断熱、建物関連の取組み等	
5	エネマネ・組織全体としての取組み 例: エネルギーマネジメント等を主とした取組みや会社等組織全体としての取組み	
6	他社連携・ESCO等活用による取組み 例: 他社との関係による省エネ推進やESCO等を活用した省エネ推進	
7	その他の取組み( )	

## 省エネ大賞(製品・ビジネスモデル部門) 応募内容説明書

## 1. サマリー (2 ページ以内)

応募テーマ名： \_\_\_\_\_

応募者(企業名、団体名等)： \_\_\_\_\_

中小企業者： \_\_\_\_\_ 該当する場合は“ ”を記載

応募対象種別：製品( ) ビジネスモデル( ) いずれかに“ ”を記載

→ トップランナー制度の特定機器： \_\_\_\_\_ 該当する場合は“ ”を記載

国際エネルギースタートプログラム適合製品： \_\_\_\_\_ ←

型番・型式： \_\_\_\_\_ 対象となる機種が複数ある場合は代表機種を記載

市販開始年月日：平成 年 月 日 \_\_\_\_\_ 機種によって異なる場合は代表機種の市販開始年月日を記載

## 1.1 製品等概要 (300 字程度)

## 1.2 目的・開発プロセス・製品等の詳細

### 1.3 技術の特長

## 2. 詳細説明 (8 ページ以内、補足資料 4 ページ以内追加可)

### 2.1 開発の背景及び目的

### 2.2 開発プロセス

### 2.3 製品等の詳細



## 2.4 技術的特長

先進性・独創性

省エネルギー性

省資源性・リサイクル性

市場性・経済性

環境保全性・安全性

2.5 その他（特許等、受賞歴、外部発表等）

平成 28 年 月 日

## 応募要件確認書

応募テーマ名： \_\_\_\_\_

### 平成 28 年度省エネ大賞の応募内容について

応募対象について

1. 他の特許等の侵害及び係争中
2. 本事業の目的を損なうような行為、又は虚偽の記載等不正行為はなく、法令遵守していることを申告します。

(応募者) 〒  
住所  
事業者名  
代表者  
(氏名)

(印)

平成28年度省エネ大賞  
応募予定票

平成28年 月 日

一般財団法人 省エネルギーセンター  
会長 藤 洋作 殿

(代表応募者) 住所 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者(氏名) \_\_\_\_\_

平成28年度省エネ大賞に下記の応募を予定しています。

応募テーマ名：	
応募部門	1)省エネ事例部門 ( ) 2)製品・ビジネスモデル部門 製品 ( ) ビジネスモデル ( ) 該当する応募部門に 印を記載
概要：(応募内容を300字程度に簡潔明瞭に記載)	

連絡先 氏名 \_\_\_\_\_  
部署、役職名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

送付先：一般財団法人 省エネルギーセンター  
省エネ大賞事務局  
E-mail: [taisho@eccj.or.jp](mailto:taisho@eccj.or.jp)

受付年月日： 平成28年 月 日	事務局記載：
---------------------	--------

# 省エネ事例部門応募内容説明書の記載について

## 1. サマリー

- ・1ページ以内で記載して下さい。

### 1.1 企業や組織、工場・事業場の概要

- ・主要製品・サービス等の欄には、地方自治体等の場合は記載不要です。
- ・当該企業や組織、工場・事業場の概要の欄には、下記を記載して下さい。

企業や工場等の概要を簡潔に記載して下さい。

また、企業全体や組織全体での応募の場合は、全体のエネルギー使用量や該当するエネルギー管理指定工場数等も記載して下さい。

工場・事業場あるいは小集団活動等の応募の場合も、当該事業場等のエネルギー使用量やエネルギー管理指定工場の指定の有無も記載して下さい。

### 1.2 応募内容の全体概要

- ・実施した省エネルギー取組みと成果について、特に重要な点を抽出し 300 字程度に簡潔にまとめて下さい。
- ・成果等の記載に当たっては、CO<sub>2</sub> 削減の一環で実施した取組みであっても CO<sub>2</sub> 削減量だけでなく、省エネ量（原油換算等）も必ず記載願います。

## 2. 詳細説明

- ・7ページ以内で記載して下さい。

### 2.1 省エネ活動の背景、経緯（これまでの取組み） 目的等

- ・今回応募の省エネ活動や取組みを実施した背景や目的等について、記載して下さい。
- ・また、自社あるいは事業所等でこれまで取組まれた省エネ活動等がある場合はその概要も記載して下さい。

### 2.2 エネルギー管理体制

- ・会社全体、事業場全体のエネルギー使用状況とエネルギー管理体制や省エネ推進の組織、役割分担等について、簡潔に記載して下さい。
- ・また、他者との共同取組みや支援事業者との連携による取組みについても連携の体制や役割分担等について、記載願います。

### 2.3 主な実施内容（省エネ取組み内容）と成果

実施した省エネ活動を、図やグラフ等を用いて簡潔にわかりやすく、下記の項目等を織り込みながら、説明して下さい。

- ・活動期間
- ・取組み項目とその内容
- ・省エネ活動による成果として省エネ量（必須）、原単位推移または原単位削減量（いずれか必須）、CO<sub>2</sub>削減量等

なお、管理、技術面等で従来の取組みとは異なる点や独創的な内容がある場合は明記して下さい。

## 2.4 今後の課題と取組み計画

今回応募の取組み成果や課題を踏まえ、今後の省エネ取組みをどのように継続するか等について、記載して下さい。

## 3. 審査評価項目毎のまとめ

2.で記述した内容から、下記の審査項目別に簡潔にポイントをまとめ、4.とあわせて2ページ以内に記載して下さい。

### 3.1 先進性・独創性

当該項目は、工場、事業場等の活動が、省エネルギーに関わる斬新的で独創性に富んだ取組みであることを評価します。他の取組みとは異なる点、従来の発想とは異なる点を中心に記載して下さい。

### 3.2 省エネルギー性

- ・当該省エネルギーに関する取組みによる省エネルギー量及び当該取組み前後のエネルギー消費量の変化の度合い（削減率）が分かるよう、可能な限り、定量的に記載して下さい。
- ・なお、事業所全体の総エネルギー消費量に対する省エネルギー量の割合等についても同時に記載して下さい。原油換算で正確に定量的に記載されているものを、適切なエネルギー管理がなされているものと捉え、より高く評価します。
- ・ESCO事業の場合は、契約方式、ESCO契約年数、省エネルギー量（保証値と実績値）を記載して下さい。  
（注1）エネルギー使用量の換算係数は、経済産業省ホームページの次に掲げるURLの換算係数を使用して下さい。

エネルギー使用方法の原油換算方法

（[http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou\\_kaisei/data\\_pamph/ene4\\_5.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/data_pamph/ene4_5.pdf)）

（注2）電気事業者別のCO<sub>2</sub>の排出係数は、環境省ホームページの次に掲げるURLの排出係数を使用して下さい。

電気事業者別のCO<sub>2</sub>排出係数（2014年度実績）（平成27年11月30日公表）

（<http://www.env.go.jp/press/files/jp/28621.pdf>）

（注3）CO<sub>2</sub>の排出係数は、環境省ホームページの次に掲げるURLの排出係数を使用して下さい。

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

（<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf>）

### 3.3 汎用性・波及性

- ・当該項目は、その取組みが他の組織や業種でも活用できるもので、経済的メリットがあるかが評価ポイントです。

- ・ 以上のような取組みであり、費用対効果に優れていることについて、可能な限り、定量的（設備の改修等の場合は投資回収年数等の数値）に記載して下さい。

#### 3.4 改善持続性

- ・ 当該項目は、継続的な省エネルギー活動を実施するためのエネルギー管理体制の整備、エネルギー管理改善に向けたPDCA活動（例：省エネ法に基づくベンチマーク制度対象業種にあつては指標に対する達成状況、管理標準等の見直し等を通じた継続的改善）、小集団活動等現場密着型の活動等が評価ポイントです。
- ・ 当該取組みの実施期間とそれによる成果（省エネルギー性に関しては、3.2 以外の、従業員の意識の変化等当該取組みにより付随して生じた成果等を記載して下さい）と今後の中長期的な計画（高い数値目標とその実現可能性）等について記載して下さい。

#### 4. その他（受賞歴、外部発表等）

- ・ 3.とあわせて2ページ以内に記載して下さい。
- ・ 本事例に関する表彰等の外部評価及び学会、新聞等への発表やその他のアピールポイントがある場合はそれらの状況を記載して下さい。
- ・ 1.～4.の内容は公表することがありますので、非公開としたい部分はその旨明記して下さい。



## 製品・ビジネスモデル部門応募内容説明書の記載について

### 1. サマリー

- ・ 2 ページ以内で記載して下さい。

#### 1.1 製品等概要

- ・ 製品等の開発プロセスと省エネルギー性等について、特に重要な点を抽出し 300 字程度に簡潔に記載して下さい。

#### 1.2 目的・開発プロセス・製品等の詳細

- ・ 詳細説明の 2.1～2.3 に記載したことを簡潔に記載して下さい。

#### 1.3 技術的特長

- ・ 詳細説明の 2.4 の ～ に記載したことを簡潔に記載して下さい。

### 2. 詳細説明

- ・ 8 ページ以内で記載して下さい。補足資料 4 ページ以内追加可。

#### 2.1 開発の背景及び目的

- ・ 製品・ビジネスモデル（以下「製品等」という）開発の背景、解決すべき課題、達成すべき目的について記載して下さい。

#### 2.2 開発プロセス

- ・ 製品等開発における背景、企画・立案ステージから市場投入ステージまでの開発プロセスについて、製品等コンセプトの創出、開発体制、新しい発想や創意工夫した点、困難に直面したときの対応策及びリードタイムの短縮等可能な範囲で訴求したい事項を整理し、分かりやすく記載して下さい。

##### 【参考】開発プロセスの一例

1. 自社保有シーズの評価（自社保有シーズの評価、技術進歩の予測）
2. 市場ニーズの把握（顕在化ニーズの調査、潜在ニーズの発見）
3. 製品コンセプトの創出（市場ニーズと自社保有シーズの摺合せによる実現可能な製品化の方向性を検討）
4. 計画の立案（製品コンセプトの具現化、競合他社との差別化、事業性の検討、基本計画の策定、経営資源の確認）
5. 組織の編成と運営（プロジェクトチームの編成、役割分担、部門間調整）
6. 実行（製品アーキテクチャーの検討、製品及び要素技術の開発・設計・試作・実験、量産化）
7. 市場投入（発売準備、新製品の PR 活動）

## 2.3 製品等の詳細

- ・ 図表等を用いて、製品等の構成を示し、開発した新技術により省エネ性向上を図ることができた等、分かりやすく記載して下さい。

## 2.4 技術的特長

### 先進性・独創性

- ・ 製品等において、目的を達成するために新たな視点に立った従来技術の改良・改善及び新原理、新技術の導入によって、従来技術より先行した技術の要点等を記載して下さい。
- ・ なお、自社技術の特色を活かし、新材等新たな分野に応用して、従来に比べて優れた省エネ効果を発揮した技術のキーポイント等を記載しても構いません。
- ・ あるいは、既存の製品、資材・部品等を組合せ、従来の製品等と比較して特段の省エネ効果を発揮する代替技術等を記載することも可能です。

### 省エネルギー性

- ・ 製品等の仕様は、表形式で、型式別に仕様、機能、省エネ性能(エネルギー消費量、エネルギー消費効率、エネルギー削減量、CO<sub>2</sub>等温室効果ガス削減量等)等が分かるように記載して下さい。
- ・ 他社同等品と省エネ性能を比較する場合、現在、発売されている他社同等品の最新の公表値を入手して定量的に比較し、他社同等品の発売年度を明記して下さい。
- ・ 自社従来品と省エネ性能を比較する場合、現在、発売されている自社同等品と定量的に比較し、自社同等品の発売年度を明記して下さい。
- ・ 製品等が省エネ法のトップランナー制度の特定機器に該当する場合、製品等の省エネ基準達成率を記載して下さい。
- ・ 必ず、省エネ性能の表示値の根拠資料(規格、基準等)を明示して下さい。なお、製品等の省エネ性能について、測定方法や表示値の基準等が確立していない場合でも、製品等に対するエネルギー消費効率の測定方法、性能判断基準等を明示して、測定値とカタログ表示値の信頼性(相関性)を明確にして下さい。

(注1) エネルギー使用量の換算係数は、経済産業省ホームページの次に掲げる URL の換算係数を使用して下さい。

エネルギー使用方法の原油換算方法

([http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou\\_kaisei/data\\_pamph/ene4\\_5.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/data_pamph/ene4_5.pdf))

(注2) 電気事業者別の CO<sub>2</sub> の排出係数は、環境省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

電気事業者別の CO<sub>2</sub> 排出係数(2014年度実績)(平成27年11月30日公表)

(<http://www.env.go.jp/press/files/jp/28621.pdf>)

(注3) CO<sub>2</sub> の排出係数は、環境省ホームページの次に掲げる URL の排出係数を使用して下さい。

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

(<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran.pdf>)

### 省資源性・リサイクル性

- ・ 製品等の材料削減、軽量化(金属からプラスチック等への使用部材の変更等)等による製品を製造するための省資源性と製品等が廃棄される時、製品等から資材・部品等を回収してリサイクルできるように配慮した点やリサイクルできる割合及び廃棄処分される割合等を定量的に記載して下さい。
- ・ また、貴社における省資源、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に対する取組みや、製品等にどのように反映しているかについて、記載して下さい。

### **市場性・経済性**

- ・市場規模に対する生産台数の予測及び応募時点の製品等の販売実績等の市場における優位性、従来の類似製品等と比較して、機能追加等により新たなニーズを喚起するような商品性、費用対効果等の経済性等について優れた点を定量的に記載して下さい。

### **環境保全性・安全性**

- ・製造過程における薬品や有害排気等の有無と処理、温室効果ガス排出削減量等の環境を保全するための工夫や製品等の使用時における騒音や安全に対する工夫、製品等の不適合発生時の是正処置の方法等を記載して下さい。
- ・また、貴社における環境への取組み(ISO14000の取得等)あるいは、環境への取組みに対する優秀工場等の表彰があれば、記載して下さい。

## **2.5 その他(特許等、受賞歴、外部発表等)**

- ・本開発製品等に関する特許の出願、取得状況、表彰等の外部評価及び学会、新聞等への発表状況やその他のアピールポイントがある場合はそれらの状況を記載して下さい。
- ・1.~2.の内容は公表することがありますので、非公開としたい部分はその旨明記して下さい。

**省エネ大賞ホームページ**  
( <http://www.eccj.or.jp/bigaward/index.html> )

**一般財団法人 省エネルギーセンター**

**本部** 〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング 4F  
TEL : 03-5439-9773、FAX : 03-5439-9777

**北海道支部**

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2-2 北海道経済センタービル 6F  
TEL 011-271-4028 / FAX 011-222-4634

**東北支部**

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3-7-1 電力ビル本館 8F  
TEL 022-221-1751 / FAX 022-221-1752

**東海支部**

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-23-28 イトービル 5F  
TEL 052-232-2216 / FAX 052-232-2218

**北陸支部**

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル 11F  
TEL 076-442-2256 / FAX 076-442-2257

**近畿支部**

〒550-0013 大阪市西区新町 1-13-3 四ツ橋 KF ビル  
TEL 06-6539-7515 / FAX 06-6539-7370

**中国支部**

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-20 井上ビル 5F  
TEL 082-221-1961 / FAX 082-221-1968

**四国支部**

〒760-0023 高松市寿町 2-2-10 高松寿町プライムビル 8F  
TEL 087-826-0550 / FAX 087-826-0555

**九州支部**

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 1-11-5 アサコ博多ビル 10F  
TEL 092-431-6402 / FAX 092-431-6405